

1村1自然エネルギープロジェクトについての Q&A

R3.11.10 現在

Q1 どんな取組みが「1村1自然エネルギープロジェクト」の対象になるのですか。

A1 このプロジェクトの趣旨は、「市町村や特定のコミュニティのエリアにおいて1種類以上の自然エネルギーを活用して、特産品開発などの地域おこしや自然エネルギー事業の創出などを行う、コミュニティでのエネルギー自給率の向上と地域社会経済の活性化を図る取組」としており、様々な取組が考えられます。

自然エネルギー資源の豊富な長野県では、地域の資源を活用した特色ある自然エネルギーを活用した取組が可能で、こうした取組を県内外に情報発信していこうというのがこのプロジェクトのねらいの1つです。

具体的なプロジェクトのイメージは以下のとおりです。

（地域づくり部門）

○地域のシンボリックな場所への自然エネルギー設備の導入による地域のブランディング化

（例：スノーリゾートでの自然エネルギー利用によるエコリゾート化）

○自然エネルギーを活用して製造する特産品づくりや地域産業の活性化

（例：薪の流通システムづくりや薪ボイラーを活用したハウス栽培やおやき作り）

○地域の未利用資源を生かした自然エネルギー循環型事業の立ち上げ

（例：廃油の BDF 化及びそれを活用した周遊バスの運行）

○公共や民間の防災拠点での地域と連携した自然エネルギー自給システムの導入

（例：公民館、学校、宿泊施設等における自然エネルギーによる熱、電気の供給）

（ソーシャルビジネス部門）

○コミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させる先進的な事業の立ち上げ

（例：複数の自然エネルギーを活用したエネルギー供給事業の仕組みづくり）

○固定価格買取制度と地域資金等を活用した革新的ビジネスモデルの立ち上げ

（例：市民出資や地域金融機関からの融資等を活用した自然エネルギーの売電事業及びその収益を活用したまちづくり事業）

（開発研究部門）

○県内企業による低コストで効率的な自然エネルギー設備の開発

（例：汎用技術を駆使したコストパフォーマンスの高い小水力発電装置）

○自然エネルギーの普及拡大に資する先進的な開発研究

（例：県内の太陽光発電による発電量を市町村単位でシミュレーションできるソフトウェアの開発研究）

Q2 このプロジェクトへの県としての財政的支援はあるのですか？

A2 このプロジェクトに対する県関係の主な財政的に可能な支援としては、以下の事業の活用が可能です。

- (1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業（県単）
- (2) 自然エネルギー地域発電推進事業（県単）
- (3) その他活用可能な事業

また、県ゼロカーボン推進室所管の(1)、(2)の事業に交付申請するものについては、本プロジェクトにも申請するものとしています（既に登録済みのプロジェクトは除く。）。

なお、この登録制度は、あくまでも地域の自主的・主体的な取組みを共有し、広く県民に知っていただくことを目的としています。

Q3 本要領には、補助制度等の記載はないのですか？

A3 本プロジェクトは、あくまでも「1 村 1 自然エネルギープロジェクト」の登録に関する事項のみを規定しています。

また、このプロジェクトは様々な形でプロジェクトを立ち上げ運営されることが想定されます。よって、登録されるプロジェクトの適否に県の補助金を受けているかは問わないため、要領には規定していません。

Q4 自然エネルギーを地域で取り組むためには、専門的、技術的な知識が必要であり、こうした面で県としての支援はありますか？

A4 県では、登録された事業主体に対して各種情報提供や、セミナー等の開催により専門的、技術的な面での支援を行います。また、官民協働の全県的自然エネルギー推進組織、「自然エネルギー信州ネット」（以下、「信州ネット」という。）では、情報収集、研修会、事業化のための調査研究、政策調査研究など行っており、こうした活動成果をもとにして、地域の自然エネルギー事業に取り組む事業者等に対して支援を行っています。

Q5 プロジェクトの登録申請は、こういった基準で承認されるのですか。

A5 登録時の承認基準は以下のとおりです。

- (1) プロジェクトの主体が明確になっていること。
- (2) プロジェクトの構成員の役割分担、事務局などの執行体制が明確になっている取組であること。
- (3) 現に活動していること。
- (4) 自然エネルギーを1種類以上活用した取組であること。
- (5) 自然エネルギーを活用した地域づくりや、自然エネルギーをビジネスとして他へ普及しうるモデル的なもので、地域の課題解決につながる取組であること。
- (6) 市町村や特定のコミュニティのエリアにおいて、エネルギーの自給率の向上と地域社会経済の活性化につながる取組であること。
- (7) 事業の便益等が特定の主体にのみ帰属するものではなく、広く地域の公共の福祉に寄与する取組であること。

- (8) 地域の合意形成が図られていること。
- (9) 関係法令の手続きがされていること。
- (10) 活動の成果、経験が地域に共有、普及できること。
- (11) 活動の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）。
- (12) 活動の継続性、発展性が認められること（将来計画等）

また、部門ごとの基準は、以下のとおりです。

○地域づくり部門

- (1) 自然エネルギーの普及拡大に留まらず、地域の活性化になっていること。
- (2) 地域の他の主体と連携を進めていること。
- (3) 活動の目的・目標の達成に向けて、具体性、実現性が見られること。

○ソーシャルビジネス部門

- (1) 事業目的、方法がソーシャルビジネス（社会問題の解決を目的とした収益事業）に適合すること。
- (2) 事業目的が、自然エネルギーの普及拡大と持続可能な地域社会の創造と関連づけられ、事業の持続性が認められるものであること。
- (3) すでに効果をあげているか、若しくはあげつつあること。

○開発研究部門

- (1) 他の開発研究と比べて特筆すべき先進性があること。
- (2) 地域へ普及しうる内容となっていること。
- (3) 低コストで確実性の高い内容となっていること。

○その他部門

上記部門に属さないもので、先進性、普及性、汎用性のあるプロジェクトであること。

Q6 このプロジェクトへ登録した際のメリットは？

A6 想定されるメリットは以下のとおりです。

- (1) プロジェクトの登録で地域内、県内外へ認知度が向上
- (2) プロジェクト間の交流、学びの場への参加
- (3) 県や専門機関からプロジェクトに対する助言、専門家の紹介、サポートが受けられる
- (4) 県のゼロカーボン推進室所管の事業について、本プロジェクトに登録されたものを優先的に支援
- (5) プロジェクトの実施・登録が契機となり地域での自然エネルギーの取組の拡大につながる
- (6) 優れた取組を行った場合の表彰など

Q7 プロジェクトに登録する際に、プロジェクトの規模や内容などより、プロジェクトの間に少なからず差が出てくることが予想されます。公表時にその点について配慮してほしい。

A7 申請内容を見て、公表時に検討していく予定です。

Q8 プロジェクトの構想はあるが、実施主体は現在決まっていない。実施主体がないと登録できないのか？

A8 できません。本プロジェクトは、主体が明確となっていることが条件となっています。

Q9 複数の主体が参加するプロジェクトの場合、登録申請する際には、申請は誰が行えばいいのですか。

A9 申請する者は取組の主体となる者、若しくは複数者で組織する協議体名で申請することができます。

たとえば、A民間事業者、B市民団体、C自治会、D村が協働して行うプロジェクトでB市民団体が主体として取り組んでいる場合は、B市民団体の名前で登録申請することができます。なお、上記4団体で協議会を組織している場合は、協議会名で申請することも可能です。ただし、構成員の役割等が明確になっており、推進体制が整っていることが必要です。

Q10 地域に新たな取組や活動がないと、プロジェクトの登録はできないのですか？

A10 既存のモデル的な取組があれば登録することは可能です。

Q11 プロジェクトの登録状況の公表だけでなく、登録プロジェクトの取組状況を把握し、公表するような仕組みが必要ではないか。

A11 プロジェクトの主体等の負担も考慮する必要があり、必要に応じて報告していただくこととします。なお、優良なプロジェクトに対しては、表彰していく予定です。

Q12 プロジェクトの登録申請は、締切りはあるのですか？

A12 プロジェクトの要件が整った段階で登録申請をしてください。

Q13 プロジェクトの内容を登録後に変更したい場合はどうすればいいのですか。

A13 変更になった時点で、変更登録申請してもらい、変更登録することが可能です。

Q14 1つの市町村に1つのプロジェクトしか認められないのですか。

A14 1村1自然エネルギープロジェクトでは、1つのコミュニティのエリアにおいて自然エネルギーを活用した特色ある取組を萌芽させ全県に普及させていこうというもので、1つの市町村（コミュニティ）で1つのプロジェクトと限定しているものではなく、複数のプロジェクトに取り組んでいただくことも可能です。

Q15 民間団体や市町村が単独で取り組んでいるものも登録できるのですか。

A15 この登録制度は、県内で先進的に取組む自然エネルギーを活用した地域づくりや自然エネルギー産業の創出を行う取組を広く登録して、県民に周知し普及を図ることを目的としているため、既存や新たな取組を含め単独での取組も登録対象としています。

Q16 自然エネルギー事業や自然エネルギーを活用した地域づくり以外の取組は対象とならないのですか。

A16 自然エネルギーの技術開発や研究などの取組も含めてプロジェクトの対象と考えています。例えば、安価で普及性の高い汎用性のある小水力発電設備の開発などの技術や研究、物づくりなども含めて対象としています。

Q17 登録された内容を変更する場合、どのタイミングでどんな手続きをすればいいのですか。

A17 登録申請の時と同じ方法で、変更事項を明記し、登録変更申請をしていただきます。

Q18 このプロジェクトにおいて市町村の役割はどのようなものですか？

A18 プロジェクトの主体は、あくまでも地域が主体で動かしていくものであり（市町村などの自治体が主体で行うものも含む。）、プロジェクトを行っていくためには、地域の行政機関との連絡調整が必要な場合が少なくありません。

こうした中で市町村の役割は、要領第5第1項第2号に規定していますが市町村において自然エネルギーを推進していくといった観点から、以下の支援をお願いしたいと考えています。

- （1）プロジェクトの立ち上げ、実施、普及段階での協力（許認可手続の指導、プロジェクトの主体から要請に基づく支援、関係機関との連絡調整など）
- （2）市町村が賛同しているプロジェクトについて、地域内での合意形成への協力（プロジェクトの主体と連携した地域住民の合意形成に向けた協力）
- （3）プロジェクトの推進に向けた広報
- （4）地域で取組むモデル的なプロジェクトの主体に対し、本プロジェクトへの登録についての呼びかけ
- （5）その他市町村において、プロジェクトの推進に有効と認める支援

Q19 市町村や地域振興局が意見を提出する場合、どのようにしたらいいのですか。

A19 例えば、以下の例のように、市町村行政の立場から登録に当たって問題のある場合、意見書を提出してください。なお、この意見書は任意であり、必要に応じてお願いするものです。また、意見書の様式は要領様式第2号に定めるとおりとしていますので、参考にしてください。

意見書に記載する際の具体的なコメントは、以下を参考にしてください。

- （例1）当該プロジェクトは、〇〇地域において、小水力発電を推進するものであり地域の自立を促進するための、有効なプロジェクトと思料されます。

ただし、プロジェクトの推進に当たってネックになるのが、〇〇川の水利権の取得にあたり、〇△地域からの同意が得られておらず、河川法の手続きはもとより地域の合意形成を図ることが今後必要と考えます。

- （例2）当該プロジェクトは、〇地域においてバイオマス発電施設を整備するものであり、自然エネルギーの普及拡大に資するもので、大変意義のある取組と思料されます。一方、この発電施設では、一部に廃棄物系バイオマス資源を燃料とすることを検討しており、関係法令の手続はもとより〇地域住民への十分な説明と合意形成を図ることが肝要と考えます。

Q20 プロジェクトの主体、自然エネルギー信州ネット、自然エネルギー地域協議会の関係について教えてください。

A20 プロジェクトの主体は、民間団体、研究機関、行政関係機関などのうち複数が協働もしくは単独で行う者としています。

自然エネルギー信州ネットは、全県的な官民協働の自然エネルギーの推進組織で、地域での自然エネルギーの普及推進に係る情報発信、自然エネルギー事業の普及モデルの検討などを行っており、1 村 1 自然エネルギープロジェクトへの技術的支援などの協力を呼びかけていきたいと考えています。

自然エネルギー信州ネットと連携している自然エネルギー地域協議会（以下、「地域協議会」という。）は、地域の市民団体、民間事業者、大学、行政などが構成員となり自然エネルギーの普及推進のために、情報交換や自然エネルギーの事業化を検討している組織で、本プロジェクトへの登録主体となりうると考えています。

また、プロジェクトの主体自らが、信州ネットや地域協議会に加入するなどして、情報交換や情報収集を行うことも可能です。自然エネルギー信州ネットに関する情報は以下のURLを参考にしてください。 <http://www.shin-ene.net/>

Q21 プロジェクトを登録した後、どのようにプロジェクトを進めていくのですか。

A21 県が進め方を示して、それに沿って進めるといった型にはまったものを進めているわけではありません。進め方は、プロジェクトの主体が考え目的達成のため必要な計画を作り推進していくものと考えます。ただし、進め方の例示としては以下の手順が考えられます。

- （１）立上（参加メンバーの募集・確定、事業化に向けたビジョンの共有）
- （２）構想（ポテンシャルの調査、エネルギー種別の確定（太陽光、小水力、バイオマス等） 事業予定地の選定、プロジェクト主体の決定）
- （３）事業化検討（詳細な調査・設計、採算性・資金調達手法の検討）
- （４）事業化（必要な施設の設置、試運転等）
- （５）事業実施（施設の運用、生産される電力・熱等の利用・販売、地域おこしや環境学習教材として活用）

Q22 プロジェクトを進めるコミュニティの範囲を定める意義は。

A22 プロジェクトの活動範囲は、特に限定するものではありませんが、ある程度取組を行う範囲を想定し、効果的に推進していく必要があると考えます。

また、このプロジェクトはコミュニティでのエネルギー自給率を高めることを1つの狙いとしているので、ある一定のコミュニティを登録時に明記していただくこととしています。